

**伯方支所跡地活用に係る
サウンディング型市場調査実施要領**

1. サウンディング型市場調査の趣旨について

今治市（以下「市」という。）の伯方島の木浦地区には今治市伯方支所の他、伯方公民館と伯方木浦体育館が位置し、これまで島の中心部として栄えてきましたが、この度伯方支所が移転することとなり跡地の賑わいの喪失が懸念されています。

そこで、市では木浦地区の公共施設用地（以下「用地」という。）を民間事業者と連携して活用し、木浦地区の賑わいを創出することを検討しています。

本サウンディングは、用地活用の可能性や活用の条件について、対話を実施し民間事業者から意見等を伺うことを趣旨としています。

※ サウンディング型市場調査とは、公的不動産の有効活用等を検討する際、検討の初期段階で民間事業者から意見や提案を求める市場調査で、民間事業者と対話を行うことで、利活用の方向性、市場性の有無を把握し、利活用について幅広い検討を可能とするものです。

市は、民間事業者から意見等を聞き取ることで、民間事業者の柔軟な発想や提案を反映して事業案を作成することが可能となります。また、民間事業者は、サウンディング型市場調査において提案を行うことにより、事業実施時において自社の意見を一定程度事業案に反映できる可能性等があります。

2. 基本的な考え方について

- ・ 用地の活用形態（購入、借地等）についても提案が可能です。
- ・ 用地の一部を民間事業者が活用する提案も可能です。
- ・ 用地上に存する公共施設についても提案に含めることが可能です。

3. サウンディング型市場調査のスケジュール

スケジュール	内容
令和4年4月13日（水）	実施要領の公表
令和4年4月20日（水）～5月6日（金）	対話参加の申し込み
令和4年5月10日（火）、11日（水）、12日（木）	対話の実施
調査終了後	実施結果の公表

4. 実施の要領

(1) 参加対象者

用地の活用に係る事業に興味や参画の意向を有する法人又は法人のグループとします。ただし、サウンディングに参加した方に今後の事業への応募を義務づけるものではありません。

なお、次に該当する方は、サウンディングに参加できません。

- ・ 法人又は法人のグループではない者
- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ・ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てがなされている者
- ・ 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に該当する団体又は団体に属する者

(2) 対話の内容

以下の内容を想定していますが、全てについてご提案いただく必要はありません。また、これら以外の内容についてもご提案が可能です。

- ① 事業提案・アイデア
- ② 事業化の課題・条件等
- ③ その他

(3) 現地見学

現地見学をご希望される方は、自由に現地を見学していただくことが可能です（用地以外の民間所有地への立ち入りはご遠慮下さい）。なお、現地についてご不明な点がございましたら、以下の連絡先にご連絡ください。

※現地見学は、対話申込みの条件ではありません。

<対 象 者> 民間事業者等（対話への参加を検討されている法人又は法人のグループ）

<連 絡 先> 今治市総務部総務政策局総務管財課 （担当：小川）

電 話 0898-36-1502

(4) 対話参加の申込み

様式1「参加申込書」に必要事項を記入し、Eメールに添付の上、期間内に以下の申込先へお申込みください。なお、件名は【対話参加申込】としてください。

質問については様式2「質問事項」にてお願いします。

<申込期間> 令和4年4月20日(水)～5月6日(金)

<申込先> 今治市総務部総務政策局総務管財課 (担当:小川)

E-mail: soumuk@imabari-city.jp

(5) 対話の実施 (アイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います)

<日時> 令和4年5月10日(火)、11日(水)、12日(木)
午前10時～午後5時(申込後、個別に調整しご連絡します。)

<時間> 30分～1時間程度

<場所> 今治市役所 会議室 または、WEBによる対話

WEBによる対話を希望される場合は、参加申し込み時にお知らせください。

(ZOOMによる対話を予定しています。)

5. その他

(1) 留意事項

① 参加及び対話内容の取扱い

- ・ 対話の内容は、今後の事業実施の参考とさせていただきます。これらに活用されることがあることを前提にご提案ください。
- ・ 対話への参加実績が、応募の条件となることはありません。
- ・ 対話への参加実績は、今後の事業者公募の際の評価の対象とはなりません。
- ・ 対話での発言は、市・民間事業者ともに想定のものとし、今後の事業内容を拘束するものではありません。
- ・ 必要に応じ、追加のヒアリング、文書照会、アンケート等を実施することがあります。

② 対話に関する費用負担

- ・ 参加に要する費用は、参加者の負担とします。

③ 対話資料の提出について

- ・ 参加のために特別な資料や図面等を作成していただく必要はありません。(持参していただいても結構です。)
- ・ 資料を持参する場合は、当日10部ご用意ください。

④ 実施結果の公表

- ・ 参加された事業者の名称は公表いたしません。
- ・ 対話の際にいただいた質問及び意見については、概要としてまとめ、後日公表します。ただし、事業者のノウハウにあたる事項については、公表しません。公表できない情報については、対話の際に必ずその旨をお知らせください。

(2) 問合せ先

所 管 今治市総務部総務政策局総務管財課 (担当：小川)

所 在 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1

電 話 0898-36-1502

F A X 0898-32-5211

E-mail soumuk@imabari-city.jp